

第10期岡山県生涯学習審議会 第5回会議開催要項

日時 平成29年3月21日(火)
13:00～16:00
場所 ピュアリティまきび
2階 千鳥

1 開 会

2 議 事

(1) 報告事項

- ア 中高生が活躍！おかやま創生を支える人づくり推進事業について
- イ 社会教育実践専門講座及び公民館長研修会について

(2) 協議事項

「教育県岡山の復活を目指した家庭教育の充実」について

- ア 前回の協議内容と今後の協議の進め方について
- イ 事例紹介

(ア) 保健福祉部における家庭への支援の状況について

- a 平成29年度保健福祉部重点事業
- b 津山市子育て世代包括支援センター

(イ) NPOや県内市町村の家庭教育支援の状況について

- a NPO法人岡山市子どもセンター
- b 真庭市家庭教育支援チーム

(3) その他

3 閉 会

第10期岡山県生涯学習審議会委員名簿

【任期 平成27年8月1日～平成29年7月31日】

番号	氏名	役職名	選出分野
1	赤澤正基	岡山県子ども会連合会会長	青少年団体
2	小川孝雄	NPO法人岡山NPOセンター監事	NPO
3	門野八洲雄	岡山県公民館連合会会長	公民館・ESD
4	河上直美	NPO法人タブララサ理事長	NPO
5	澤津まり子	就実短期大学教授	大学(幼児教育)
6	清水玲子	(株)山陽新聞社文化部部長	報道
7	竹久保	勝央町教育委員会教育長	市町村
8	土屋紀子	(一社)岡山県婦人協議会会長	女性団体・社会教育 関係団体
9	土井原康文	和気町立本荘小学校校長	学校
10	檜本真弓	読書ボランティア「たんぽぽの家」代表	民間団体
11	花房尚	総務委員会委員	県議会
12	福圓良子	NPO法人備前焼タウンプロジェクト協議会理事長	まちづくり
13	藤木茂彦	(株)丸五 代表取締役社長	企業
14	宮本由里子	岡山県立総社高等学校PTA会長	PTA
15	山本珠美	香川大学生涯学習教育研究センター准教授	大学(生涯学習)

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（抜粋）

（都道府県生涯学習審議会）

- 第10条 都道府県に、都道府県生涯学習審議会（以下「都道府県審議会」という。）を置くことができる。
- 2 都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。
 - 3 都道府県審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる。
 - 4 前3項に定めるもののほか、都道府県審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

岡山県生涯学習審議会条例

（設置）

- 第1条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第10条第1項の規定により、岡山県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

- 第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

（委員）

- 第3条 委員は、生涯学習に関し識見を有する者のうちから、知事の意見を聴いて、教育委員会が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

- 第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（専門委員）

- 第5条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事の意見を聴いて、教育委員会が任命する。
- 3 専門委員は、会長の命を受け、専門の事項を調査する。
- 4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

- 第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

- 第7条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前3項の規定は、部会に準用する。

（庶務）

- 第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

（その他）

- 第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附則 この条例は、平成13年1月6日から施行する。

岡山県生涯学習審議会 議事運営等に関する申し合わせ事項

1 議事運営について

- (1) 会議は公開とする。ただし、会長が認めたときは非公開とすることができる。
- (2) 審議の経過及び結果の発表が必要な場合は、会長又は会長の指名する者が行う。
- (3) 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者等を招き、意見の開陳又は説明を求めることができる。

2 議事要旨について

- (1) 議事要旨は公開とし、後日県のホームページに掲載する。

岡山県生涯学習審議会 会議傍聴要領

岡山県生涯学習審議会会議は、「審議会等の設置及び運営等に関する指針」の趣旨に則り公開いたします。会議傍聴上の留意事項は次のとおりですので、よくお読みください。

1 会議の公開

会議は原則として公開ですが、会長が認めた場合は、非公開となります。

2 傍聴の手続

(1) 傍聴を希望される方は、開議前に傍聴受付簿に氏名、住所を記入しなければなりません。

(2) 傍聴人数に制限は設けませんが、会議室の制約上、傍聴をお断りすることがありますので御了承ください。

なお、報道関係者で会長が認めた場合は、定められた傍聴人数とは別に傍聴することができます。

3 傍聴できない方

傍聴人は、係員の指示に従い傍聴席に入場してください。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴することができません。

(1) 酒気を帯びていると認められる場合

(2) 会議の妨害となると認められるものを携帯している場合

(3) その他会議の公正又は円滑な運営を妨害するおそれがあると会長が認めた場合

4 傍聴される方に守っていただきたいこと

傍聴される方は、次のことをしてはいけません。

(1) みだりに傍聴席を離れること。

(2) 飲食すること。

(3) 私語、談話、拍手等をする事。

(4) 議事に批評を加え、又は意見を表明すること。

(5) 許可なく写真を撮影し、録音その他これらに類する行為を行うこと。

(6) 携帯電話用装置その他の無線通話装置を使用しないこと。

(7) その他会議の妨害となるような行為をすること。

5 違反に対する措置及び退場

上記に違反したときは、直ちにその行為を中止させますが、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させます。

上記退場を命じられた場合や、会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければなりません。

6 その他

上記のほか、会議の傍聴に関し、別に指示があったときは、それに従ってください。

6 中山間地域等活力創出プログラム

概要

中山間地域等の集落機能の維持・強化や地域リーダーの育成を進め、地域による自主的な活性化の取組が拡大し、また、本県の魅力発信や相談体制の充実等により、県外からの移住者も増加傾向にあります。中山間地域等では、依然として人口減少や高齢化が進行するなど、厳しい状況にあります。

このため、伝統、文化、自然といった地域資源を生かした自立的な地域づくりを推進するとともに、地域で安心して暮らし続けることができるよう、日常生活に必要なサービス機能の維持・確保や本県の優位性を生かした移住・定住の促進などにより、みんなで支え合う元気な地域づくりを目指します。

生き生き指標

- **小さな拠点の形成に取り組んでいる市町村の数** 2市町村 → 18市町村以上
日常生活に必要なサービス機能の維持・確保を図る小さな拠点の形成に取り組んでいる市町村の数
- **地域おこし協力隊の人数** 108名 → 150名
都市部から地方へ移住し、地域の新たな担い手として期待される地域おこし協力隊の人数
- **「おかやま元気！集落」の数** 53地域 → 73地域
- **本県への移住者数** 1,796人/年 → 8,000人(4年間累計)
- **地域の拠点性を高めることにつながる交通難所改善箇所数** 200箇所(4年間累計)
拠点的地域等の機能強化や日常生活の利便性向上につながる交通難所改善箇所数

重点施策

■ 生き生き拠点（小さな拠点）の形成促進

平成の市町村合併前の旧町村や中学校区など、一定のエリア内の拠点的地域において、行政窓口や郵便局、診療所、商店など日常生活に必要なサービス機能の維持・確保を図る「生き生き拠点」（小さな拠点）の形成に向けた市町村の取組を支援します。

■ ワカモノ・ヨソモノによる中山間地域等の活力創出

地域おこし協力隊や中・高校生、大学生など若者による地域の魅力の再発見や課題解決の取組を市町村と連携しながら支援することにより、「ワカモノ・ヨソモノ」の視点での地域の活力創出を図るとともに、若者の地域への愛着心や関心を醸成し、定住を促進します。

■ 集落機能の維持・強化

複数の集落が連携し、地域住民が広域的に支え合うことで集落機能の維持・強化につながる「おかやま元気！集落」について、市町村と連携しながら、取組の拡大、都市住民や若者との交流、中心となる地域リーダーの育成等を進めるとともに、先進的な活動の普及啓発を図ります。

■移住・定住の促進

魅力ある本県の情報発信はもとより、首都圏などでの総合相談会の開催等により移住希望者のニーズに応じたきめ細かな情報提供を行うとともに、地域の実情把握や住民との交流の機会を提供する移住体験ツアーを実施するなど、市町村と連携しながら、地域で人を受け入れ、温かく交流できる環境づくりを進めることにより、移住・定住を促進します。

■地域の生活を支える道づくり

中山間地域等の生活の中心となる拠点的地域の機能強化や「おかやま元気！集落」をはじめとした集落機能の維持・強化に取り組む地域を支援するため、「おかやまスタンダード」（※1）による、効果的・効率的な道路整備を推進し、すれ違いが困難な箇所や見通しの悪い交通難所を計画的に改善します。

推進施策

□地域づくりへの民間参加等の促進

企業や大学、NPO等による「おかやま元気！集落応援団」の活動促進や地域と企業との連携、中山間地域協働支援センターによるネットワーク化の推進など、民間参加による地域を応援する仕組みの充実を図ります。

□地域資源を生かした取組等の支援

自然、伝統・文化、地域の営みなど特色ある資源を活用した、特産品開発などの産業の振興、交流・定住の促進、買い物支援といった安心して暮らせる生活環境づくりなど、自ら活性化を図ろうとする地域の創意工夫あふれる取組を支援します。

□地域公共交通の維持・確保

拠点間を結ぶ広域的・幹線的なバス路線等を、国、市町村、事業者と役割分担しながら維持・確保するとともに、市町村が行う地域公共交通ネットワークの再編や公共交通空白地有償運送（※2）といった共助による交通手段の導入などの取組を支援します。

□豊かな自然や優れた景観を生かした地域間交流の促進

やすらぎや豊かな創造性を呼び起こす貴重な資源である、中山間地域等の固有の自然や景観を保全するとともに、地域資源としての価値を発揮するための取組を通じて他地域との交流を促進し、地域の活性化、発展を目指します。

□頑張る地域農林水産業の応援

中山間地域等直接支払制度等を活用した集落ぐるみの農業生産活動を後押しするとともに、リーダーの育成や農産物直売所を拠点とした農家の所得確保、消費者との交流などを通じて、地域の活性化と耕作放棄地の発生防止を促進し、中山間地域の主要産業である農業の振興を図ります。

また、漁業生産に必要な漁港の防波堤、浮棧橋、物揚場などの新設や保全工事を行い、離島の主要産業である漁業の振興を図ります。

□道の駅の地域拠点化に向けた取組

道の駅は、地域資源を生かして観光客を呼び込む地域観光の基地として、また、買い物や燃料供給などの日常サービスで地域を支える施設として、地域に不可欠な役割を担っています。こうした機能を継続的・発展的に発揮できるよう、市町村と連携し、地域の拠点施設として機能強化に取り組めます。

- ※1 道路の利用状況等に応じた効果的・効率的な道路の整備を進めるため、2車線にこだわらず、地域の実情を踏まえ、2車線と1車線を組み合わせた1.5車線の道路整備を行うなど、本県が独自に定めた道路整備方針
- ※2 バス、タクシー等が運行されていない過疎地域等において、住民の日常生活における移動手段を確保するため、道路運送法に基づく国土交通大臣（岡山県については知事）の登録を受けた市町村、NPO法人等が自家用車を用いて有償で運送する仕組み

（関係部局：県民生活部、環境文化部、農林水産部、土木部、教育委員会）

重 点 事 業 調 査 書

担当部局・課名		県民生活部中山間・地域振興課														
新生き活き プラン	重点戦略	Ⅲ 安心で豊かさが実感できる地域の創造														
	戦略プログラム	6 中山間地域等活力創出プログラム														
	施策	2 重点ワカモノ・ヨソモノによる中山間地域等の活力創出 3 重点集落機能の維持・強化 4 重点移住・定住の促進 5 重点地域の生活を支える道づくり 等														
総 合 略 戦 略	基本目標	2 人を呼び込む魅力ある郷土岡山をつくる				4 地域の活力を維持する										
	対 策	2 人を呼び込む魅力ある郷土岡山づくりの推進(社会減対策)				4 地域の持続的発展のための活力の維持										
	政策パッケージ	2-② 移住・定住の促進				4-① 地域社会の活性化										
重点事業の名称		中山間地域等活力創出特別事業														
終期設定(年度)	31	予算区分	一般	事項名	中山間地域等活力創出特別事業											
現状・課題 根拠	<p>・中山間地域等では、依然として人口減少や高齢化が進行し、すべての集落を今までどおり維持することが困難な状況</p> <p>・複数の集落で支え合う「おかやま元気！集落」には、運営組織のリーダーや後継者不足などの集落も存在</p> <p>・企業、NPO、外部人材等の多様な主体との連携による地域の活性化や、移住・定住の促進が不可欠</p> <p>・地域公共交通の維持・確保に向けて、市町村による交通体系再編の動き</p> <p>・農山漁村ならではの地域色豊かな食材、農業体験、美しい景観などを生かした振興が必要</p> <p>・中山間地域等の活力創出のため、総合的・効果的な取組を推進</p>															
事業の内容	<p>○中山間地域等活力創出特別事業《600,000千円》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規地域活力創出推進事業《45,000千円》 県民局が地域別構想を踏まえ、多様な主体と連携した事業を実施 ・新規中山間地域等活力創出応援事業《27,000千円》 中山間地域等を有する市町村の地域活性化に向けた取組を支援 ・新規移住・定住促進応援事業(中山間地域分)《20,000千円》 中山間地域等を有する市町村の移住・定住の促進に向けた取組を支援 ・新規おかやま元気！集落活力創出事業《15,000千円》 おかやま元気！集落の自立に向けた取組や大学生による課題解決のための調査・研究活動を支援 ・新規中山間地域協働支援センター事業《15,000千円》 元気集落の取組支援、地域づくりへの民間参加の促進、人材育成の充実等 ・新規地域公共交通維持確保支援事業《10,000千円》 市町村が行う地域公共交通の維持・確保に向けた取組を支援 ・新規中山間地域“食と農村”の交流促進事業《15,000千円》(農林水産部) 農産物直売所を中心に農家民宿、農家レストラン等が連携し、地域一体となって消費者を呼び込む取組を支援 ・新規中高生が活躍！おかやま創生を支える人づくり推進事業《3,000千円》(教育庁) 中高生が地域住民や企業・NPO等の多様な主体と協働・連携し、地域課題解決の取組を推進 ・新規中山間地域等生活・交流基盤整備推進事業《450,000千円》(農林水産部・土木部) 地域の拠点性を高めることにつながる交通難所の改善に向けた取組等を実施 															
事業の意図・効果等	<p><事業の意図・効果></p> <p>中山間地域等における自立に向けた地域の自主的・主体的な取組の促進、移住・定住の促進に向けた取組の支援、集落機能の維持・強化に取り組む地域の市町村との連携による支援、地域公共交通の確保、農業の活性化、生活・交流基盤の整備等により、中山間地域等の活力創出を推進する。</p> <p><当該事業の目標設定></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">「おかやま元気！集落」の数</td> <td>現状 (H27)</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>H31</td> </tr> <tr> <td></td> <td>53</td> <td>64</td> <td>67</td> <td>70</td> </tr> </table>						「おかやま元気！集落」の数	現状 (H27)	H29	H30	H31		53	64	67	70
「おかやま元気！集落」の数	現状 (H27)	H29	H30	H31												
	53	64	67	70												
総合戦略との関係 新生き活きプラン	関連生き活き指標		現状値	目標値												
	「おかやま元気！集落」の数		53(H27)	73												
	地域の拠点性を高めることにつながる交通難所改善箇所数		-	200(4年間累計)												
	関連重要業績評価指標		現状値	目標値												
	「お試し住宅」の整備市町村数		12 (H27)	20												
事業費の見積もり	区 分	H28 予算額	H29 予算要求額	H30 見込額	H31 見込額	H32以降見込額										
	事業費(単位:千円)		600,000	600,000	600,000											
財源内訳	一般財源		225,050	225,050	225,050											
	起 債		284,700	284,700	284,700											
	その他特定財源		90,250	90,250	90,250											

新 中山間地域等活力創出特別事業（H29～31年度）

1 地域活力創出推進事業

【45,000千円】

- ・ 県民局が地域別構想を踏まえ、多様な主体と連携した事業を実施 15,000千円/局
- <取組例>
 - 地域の特性を生かした地域製品の開発
 - 地域の自然等を生かした観光振興
 - 多様な主体との連携による中山間地域活性化など

県（県民局）

5 中山間地域協働支援センター事業

【15,000千円】

- ・ 元気集落の持続可能な取組への支援
- ・ 地域づくりへの民間参加の促進
(元気集落応援団の派遣・拡大、企業や大学等との縁組づくり等)
- ・ 中山間地域の活性化に資する人材育成の充実
- ・ 中山間地域の活性化に向けたネットワークの強化

都市住民・NPO・企業等

◎予算の経緯

H20～22：10億円

内、ソフト事業1億円
ハード事業9億円

H23～28：6億円

内、ソフト事業1.5億円
ハード事業4.5億円

中山間地域活力創出

H29～31：6億円

内、ソフト事業1.5億円
ハード事業4.5億円

市町村

県（関係部局）

2 中山間地域等活力創出応援事業

【27,000千円】

- ・ 地域活性化事業
地域特性や資源を生かした産業の振興等
- ・ 安心して暮らせる生活環境づくり支援事業
移動販売、給配食、高齢者の安否確認等
- ・ 集落再編支援事業

3 移住・定住促進応援事業

（中山間地域分）【20,000千円】

- ・ 中山間地域等への移住・定住促進の取組支援
移住体験ツアー、空き家活用促進、移住者起業・就業支援、移住者受入体制整備等

4 おかやま元気！集落活力創出事業

【15,000千円】

- ・ おかやま元気！集落活動促進支援事業
- ・ 地域に飛び出せ大学生！おかやま元気！集落研究・交流事業

6 地域公共交通維持確保支援事業

【10,000千円】

- ・ 市町村が行う地域公共交通の維持・確保に向けた取組を支援

7 中山間地域“食と農村”の交流促進事業（農林水産部）

【15,000千円】

- ・ 農産物直売所を中心に、消費者を呼び込む取組を支援

8 中高生が活躍！おかやま創生を支える人づくり推進事業（教育庁）

【3,000千円】

- ・ 中高生が多様な主体と協働・連携して地域課題に取り組む事業を実施

9 中山間地域等生活・交流基盤整備推進事業（農林水産部・土木部）

【450,000千円】

- ・ 地域の拠点性を高めることにつながる交通難所の改善に向けた取組等を実施

中高生が活躍! おかやま創生を支える人づくり推進事業

【岡山県社会教育員の会議からの提言(H28.3)】

中高生が地域での役割や出番を持ち活躍することで地域への愛着心や自己肯定感が育まれ、将来地域を担う人材となることが期待される。

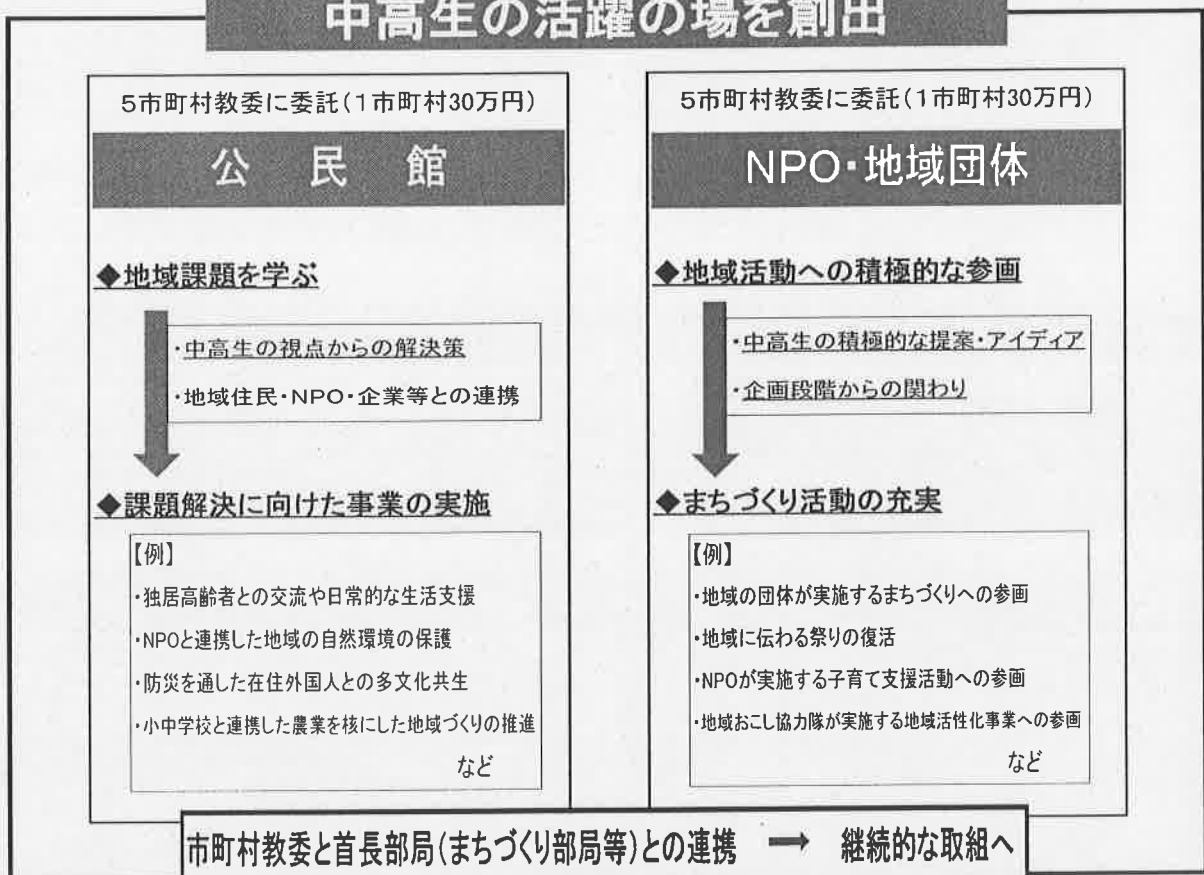
【岡山県生涯学習審議会からの提言(H28.8)】

持続的な地域づくりに向け、公民館は学びを通じた地域づくりの拠点であり、教育委員会と首長部局とが車の両輪となって、地域の実態に応じた施策を推進することが必要である。

【事業の趣旨】

中学生・高校生が、地域課題の解決やまちづくりに積極的に参画できるような活躍の場を創出することにより、郷土への愛着心の醸成や地域定着・Uターンを促進し、おかやま創生を支える人づくりを推進する。

中高生の活躍の場を創出



郷土への愛着心や自己有用感の醸成、地域定着・Uターンの促進

おかやま創生を支える人づくりの推進

社会教育実践専門講座

平成29年度テーマ「家庭教育支援」(案)

1 事業目的

県内市町村の生涯学習・社会教育担当職員や公民館職員、関連する機関・団体の職員、ボランティア、NPO等を対象に、県の社会教育行政の当面する諸課題に対応し、事業や講座の企画・立案、人や情報のコーディネート、各種団体等との連携など、専門的な知識・技術に関する研修及び日常の業務に役立つ実践的な研修を行うことで、生涯学習・社会教育による地域社会づくりの推進に必要な資質の向上を図る。

2 事業内容

(1) 事業内容

県の社会教育行政が抱える課題解決に向けて、専門的知識や技能を習得するとともに、講座を企画・立案し、参加者相互に協議・見直しを図ることで、より現実的なプランを作成し、自己の活動場所で即実践できる研修内容とする。平成29年度は「家庭教育支援」について取り上げる。

子育てについて学ぶ機会のない親や地域や人とつながりの薄い親を対象に「子育て」について学びながら親同士の交流を図り、親としてだけでなく地域人としての成長を促すことを目的とした事業や講座を作り出していく人材を養成するために、先進的な家庭教育支援の取組事例や子育て世代に関わる各種団体の活動を参考に、自分の地域でできる家庭教育支援事業プランを作成する。参加者同士がもっている情報などをお互いに共有し、家庭教育支援のネットワークが構築されるように、交流しながら学び合う演習スタイルとする。

(2) 会場

岡山県生涯学習センター

(3) 期日

- ・平成29年 9月 日 10:00～16:00
- ・平成29年 10月 日 10:00～16:00
- ・平成29年 11月 日 10:00～16:00
- ・平成29年 12月 日 10:00～16:00

(4) 対象及び定員

参加対象：生涯学習・社会教育担当職員、公民館職員、首長部局関連職員、社会教育施設職員、学校教育関係者、社会教育・生涯学習推進に関わるボランティア・NPO等

定 員：30名

3 主な内容 (全4回)

	テーマ	内 容	講 師
9月 日(日) 10:00～16:00	・家庭教育支援の取組を聞く (子育て支援拠点) ・連携可能な団体を探る	講義・演習	実践発表者 (子育て支援拠点) 子育て支援に関わる団体
10月 日(日) 10:00～16:00	・家庭教育支援の取組を聞く (公民館の事例) ・実践プログラム作成①	講義・演習	実践発表者 (公民館)
11月 日(日) 10:00～16:00	・家庭教育支援の現場を見る ・実践プログラム作成②	視察・演習	実践発表者 (子育て支援拠点)
12月 日(日) 10:00～16:00	・学習プログラム発表 ・振り返り	発表・演習	

平成29年度 岡山県公民館連合会 第2回研修会

開催要項(案)

- 1 趣 旨 持続可能な人づくりや地域づくりの場となる公民館が、地域の課題解決に向けて積極的に情報を収集・発信するとともに、地域のつながり・地域コミュニティの再生及び地域活性化を図る取組の中心的な役割を果たすことができるよう、公民館の運営についての基礎的知識・技能の研修を行うとともに、公民館長としての資質向上を図る。
- 2 主 催 岡山県公民館連合会
- 3 日時・会場 ※同じ内容を、3会場に分けて行います。
- 【備前会場】 日時 平成29年6月 10:00～16:00
会場 岡山県生涯学習センター (岡山市北区伊島町3-1-1)
- 【備中会場】 日時 平成29年6月 10:00～16:00
会場 総社市中央公民館 (総社市中央3-1-102)
- 【美作会場】 日時 平成29年6月 10:00～16:00
会場 津山市中央公民館 (津山市大谷600)
- 4 研修日程・内容 (※3日間とも内容は同じです。)

時刻	内 容	講 師
9:30	受付	
10:00	開会	
10:05	講義 「必要とされる公民館の姿」 ・公民館の実践 ・公民館の役割と可能性	愛媛県新居浜市教育委員会 島根県教育庁社会教育課 島根県益田市教育委員会生涯学習課
12:00	休憩	
13:00	講義・演習 「公民館の事業」 ・地域課題と重点事業、年間計画 ・職員研修と中央公民館の役割 情報交換 「おすすめの主催講座」	岡山市立中央公民館
16:00	閉会、事務連絡・アンケート記入	

- 5 参加対象 県内すべての公民館長 等
(※市町村生涯学習担当課職員は必ずご参加ください。)
- 6 募集定員 各100名 (計300名)

第10期岡山県生涯学習審議会第4回会議概要と今後の協議の進め方について

1 発言のまとめ

主な発言内容（要旨）

- ・ 7月に提言を出すまでの会議の回数が少ない。
- ・ 生涯学習課の担当範囲では議論は狭い。もっと幅広に。
- ・ 審議会としての提言を出していきたい。
- ・ 岡山型の家庭教育支援の提言にしたい。
- ・ スマホのルールづくりのように、大人だけでなく子どもと一緒に家庭教育を考えられるように仕向ける提言にしたい。
- ・ 家庭教育支援の議論は、教育委員会だけでなく他の部局も行っていることも踏まえる必要がある。
- ・ 次回は、電話相談に携わっている方、保健福祉部や県民生活部の方にも来てもらって、家庭への支援の現状を説明していただくと議論が広がるのではないかと考える。



門野会長まとめの発言（要旨）

- ・ 議論の中で、保健福祉部や県民生活部などが行っている現状などの情報が知りたいという意見があった。
- ・ 次の会議の予定では、家庭教育支援の方策について議論することであったが、その前に、教育委員会以外の家庭への支援の実践等の情報を紹介いただきたい。
- ・ それを踏まえて、家庭教育支援のあるべき姿について議論していきたい。
- ・ 会議の回数が少ない意見もあったが、提言が予算等へ反映できるタイミングのこともあるので、7月に提言する方向で、回数ややり方など、できる範囲で事務局に検討していただきたい。

2 今後の進め方（スケジュール）

○平成29年3月21日（第5回会議）

- ・ 前回協議内容と今後の協議の進め方について
- ・ 保健福祉部における家庭への支援の状況について
⇒平成29年度の保健福祉部の重点事業の紹介
⇒津山市子育て世代包括支援センターについて
- ・ NPOや県内市町村の家庭教育支援の状況について
⇒NPO法人の取組事例の紹介
⇒真庭市の家庭教育支援の取組事例の紹介

○平成29年5月予定（第6回会議）

- ・ 前回協議内容について（事務局説明）
- ・ 協議内容を踏まえた提言案（事務局案）についての協議

○平成29年6月予定（第7回会議）

- ・ 前回協議内容について（事務局説明）
- ・ 提言案の取りまとめ→教育長へ提言書（平成29年7月予定）